

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会

第 279 回定例会・会議録

日 時 令和 8（2026）年 9 月 2 日 （水） 18：30～20：40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、飯田耕平、飯田裕樹、岡田、小池、細山、品田善司、品田剛、
白井、竹内、中村、星野俊彦、星野正孝、本間、三井田、水戸部
以上 16 名

欠席委員 小田、品田信子
以上 2 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤 所長 伊藤 検査官
原子力規制委員会 原子力規制庁 東通原子力規制事務所
宮田 検査官
原子力規制委員会 原子力規制庁 専門検査部門
増田 検査官補 加藤 検査官補
資源エネルギー庁 藤野 原子力立地政策室長補佐
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 川原 所長
新潟県 防災局原子力安全対策課 石川 課長
中野 主任
柏崎市 防災・原子力課 田中 課長代理
前川 係長
刈羽村 総務課 高橋 課長補佐 北本 主事
東京電力ホールディングス（株） 稲垣 発電所長 杉山 副所長
古濱 原子力安全センター所長
堂園 リスクコミュニケーター
小林 新潟本部副本部長
荒川 土木・建築担当
今井 本社リスクコミュニケーター
安達 新潟本部技術・防災部長
西野 地域共生総括 G（PC 操作）

柏崎原子力広報センター 堀 業務執行理事 荒川事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

定刻となりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 279 回定例会を開催します。

本日の欠席委員は、小田委員、品田信子委員の 2 名です。

それでは、配布資料の確認をします。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見」を 1 部、以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 1 部。資源エネルギー庁から 1 部。新潟県から 3 部。柏崎市から 2 部。刈羽村から 1 部。東京電力ホールディングスから 3 部、以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、品田会長に進行をお願いいたします。

◎品田善司 議長

皆さん、こんばんは。お疲れ様です。

それでは、第 279 回の定例会、早速、議事に入りたいと思います。

まず (1)「前回定例会以降の動き」についてご説明をいただいた後、質疑応答に入ります。順番ですが、いつものとおり東京電力さん、原子力規制庁さん、資源エネルギー庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、そして刈羽村さんの順番でお願いしたいと思います。

それでは、東京電力さんからお願いいたします。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。よろしくお願いいたします。

「第 279 回地域の会定例会資料 前回定例会以降の動き」に基づきまして、前回以降の動きについてご説明させていただきます。

まず、不適合関係からです。

8 月 7 日、ユニット所長会見にて核物質防護に関する不適合情報を公表しております。2 ページから 4 ページまでがその情報になっております。後ほどご覧いただければと思います。

5 ページをご覧ください。

8 月 12 日、区分Ⅲになります。「4 号機運転員専用入退域室の扉（管理区域境界扉）の未施錠について」です。

2026 年 7 月 6 日、4 号機の運転員専用の管理区域入退域室の扉の未施錠が確認され、保安規定第 96 条第 4 項（管理区域への出入管理）で定める「管理区域の出入り口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる」ことができていなかったことがわかりました。

確認の結果、2026 年 7 月 5 日、火災報知器の誤報に伴いまして、運転員が当該扉から管理区域へ緊急入域した際、施錠を失念したことがわかりました。なお、当該扉がある部屋の入口扉は施錠されており、未施錠期間中に人の出入りはなかったことを確認しております。

対応状況ですが、管理区域境界扉付近に、施錠を失念しないよう注意喚起する看板とセンサー式の音声案内機を設置しました。今後、管理区域境界扉をオートロック化する予定でございます。

6 ページをご覧ください。

ここからは、発電所に係る情報になります。

8 月 7 日のユニット所長会見にてご説明させていただきました資料になります。

まずは「6 号機における営業運転開始以降のプラント状況について」です。

4 月 16 日に営業運転開始以降、運転に支障が出るような不具合はなく安定運転を継続中でございます。4 つのパラメータを記載させていただいておりますが、6 号機の発電機出力、排気筒の放射線モニタ、モニタリングポスト、海水放射線モニタのパラメータを掲載させていただいておりますが、著しい変動なく安定運転で継続中でございます。また、下にリアルタイムデータ公開のホームページアドレスも載っておりますので後ほどご覧いただければと思います。

7 ページです。四角の 3 スライドは、定格熱出力運転について記載をしておりますので割愛をさせていただきたいと思います。

その下の 4 スライドです。海水温度上昇における当社自主基準について、ユニット所長会見にて説明をさせていただいております。これにつきましては、当社が自主的に設定した以下の海水温の基準を上回った場合、万が一の過酷事故の際の設備影響等を踏まえ、原子力安全の観点からプラントを一時的に停止することも検討しているという内容でございます。

条件は、海水温度の 7 日間移動平均が 31 度を超過した場合。または、海水温度が 34 度以上を観測、または 12 時間連続して 33 度以上を観測した場合。

過去 20 年さかのぼって基準を上回ったケースは稀でございますが、今夏の海水温は例年に比べ高めのため、注視をしているところでございます。

海水温が基準を上回った場合の影響ですけれども、プラントの通常運転に支障があるわけではございません。その右の、冷却能力低下に伴い過酷事故時の設備に影響がある場合があるということで自主基準を、ユニット所長会見、使わせていただきましてご説明をさせていただいた次第でございます。

8 ページをご覧ください。

その後、今度は 8 月 27 日の定例の所長会見にて、この海水温度上昇における当社自主基準について見直しをしたことをご説明させていただいております。

この基準につきましては、実際の発電所の運用を踏まえすと、解析における熱交換器の性能設定に保守的に見積もっている部分もありまして、安全上問題ないことを確認した上で、この一部見直しを行いました。海水温度の 7 日間移動平均が 31 度というところでございましたけれども、見直した結果 32.9 度を超過した場合に、万が一のことを考えまして停止をするということです。見直しを行った旨をユニット所長会見後の所長会見

にて説明させていただいております。

その下は、基準の見直しについてのプロセスというか理由を記載しておりますので後ほどお読みいただければと思います。

9 ページです。8 月 20 日「当社原子力発電所における原子力規制庁による 2026 年度第 1 四半期の原子力規制検査等の結果について」公表をしております。

原子力規制委員会において、原子力規制庁が 2026 年度第 1 四半期に実施した原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）が報告され、当社原子力発電所に関する事案について、以下の指摘を受けました。

「防護区域等の出入管理システムの一部機能喪失」ということで重要度の評価は「緑」。深刻度の評価は「SLIV」でございます。

事象についてご説明させていただきます。10 ページ、11 ページに、この一部機能喪失の概要が載っておりますが、委員の皆様には 12 ページの図を見ていただければと思います。画面にも映し出しておりますがこちらをご覧ください。私が 10 ページ、11 ページを読み上げさせていただきますが、この図を見ながらの方が分かりやすいと思います。

案件の概要です。2026 年 2 月 18 日、中央制御室への入域資格を有し正しい手順で入域した運転員 A が、中央制御室から退域する時、自身の ID カードを中央制御室に置いたまま入退域ゲートの中に入ってしまう、ゲート内に閉じ込められてしまったというものでございます。

この退域の際、先に正しい手順で退域していた運転員 B は、退域できなくなり慌てる運転員 A を助けるため、とっさに自身の ID カードをゲートの外から認証装置にかざしてゲートを開け、運転員 A を退域させました。

本来、ゲート内に閉じ込められた運転員 A はその場でセキュリティ担当へ連絡し、指示に従うべきでありました。また、既に退域した運転員 B の ID カードを使用して再度退域操作を行われた場合は、出入管理システムによってエラーとなりゲートは開かない仕組みとなっておりますが、当該システムの不具合の発生により不適切な退域を阻止できませんでした。

本事案を受けまして、速やかに運転員 A、B の ID カードを使用できない状態にするとともに運転員 A、B を運転員の勤務から外しています。

なお、本事案以外では ID カードの不適切な使用、不適切な退域は確認されております。

原因・背景でございます。運転員側です。核物質防護に関する理解醸成は従前から行っておりましたが、運転員 A と B においては、ID カードは本人のためにしか使用できないものであるといった取り扱いに関する認識が不足していたと思っております。

システム側です。当該システムは 2016 年ごろから経年劣化に伴う不具合を度々確認しており、当社としては不具合発生時には当該ゲートの使用を中止する手順を定めるなど対応してまいりました。当該システムを含む出入管理に関するセキュリティシステム全

体についての更新も計画し、順次、工事を進めておりますが、当該システムの不具合頻度が増えてきている中で追加対策の検討が不十分であったと思っております。

再発防止策でございます。運転員側については、運転員 A、B を含む運転員全員への ID カードの取り扱い（ID カードは本人のためにしか使用できないものであること）の再教育を 3 月に実施しました。また、運転員全員に対し、セキュリティの重要性を再認識させるため、本事案におけるあるべき姿や行動についてのケーススタディの導入も 3 月に実施済みでございます。

システム側の再発防止策ですが、当該システムを含む出入管理に関するセキュリティシステム全体の更新を実施中です。28 年度上期完了でございます。

システム更新までの間、不正な出入りが行われないことを常時監視する措置を実施しております。以上が今回の事象の概要になります。

13 ページをご覧ください。

8 月 27 日、6 号機の 30 年以降運転における長期施設管理計画認可申請の補正について公表しております。後ほどお読みいただければと思います。

14 ページをご覧ください。

8 月 27 日、「原子力改革監視委員会の廃止について」お知らせをしております。

取締役会において、原子力改革監視委員会を 2026 年 9 月 30 日付けで廃止することを決定いたしました。当委員会は 2012 年 9 月に設置され、国内外の有識者から構成される東京電力取締役会の諮問機関として東京電力ホールディングスによる世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けた改革の取り組みについて、外部の視点で監視・監督することを目的に活動していただきました。

設置以来、委員の皆様には、豊富な知見と専門性を持って議論を重ねていただき、当社の原子力安全改革の実現に向けて大きく貢献をいただきました。この度、当委員会に付託された目的及び役割が概ね達成されたことから、当社は当委員会の活動を終了し廃止することといたしました。

これまで、当委員会よりいただいたご提言及びご意見については今後も当社の原子力改革にいかし、継続的な改善と発展に努めてまいります。

参考に、改革監視委員会のデール・クライン委員長からのメッセージを記載させていただいております。15 ページは英語ですけれども、17 ページに日本語訳の委員長からのメッセージを掲載させていただいておりますので後ほどお読みいただければと思います。

17 ページからは「その他」の情報になります。

17 ページは 8 月 12 日にお知らせをしたものでございます。8 月 17 日に新しく当社の会長になりました横尾、そして社長の小早川が、花角県知事にご挨拶に何う旨をプレスさせていただきました。

18 ページをご覧ください。

8月28日に、コミュニケーションブースの開催についてお知らせをさせていただきました。今回は、新発田市、十日町市、見附市の3か所でのコミュニケーションブースの開催についてです。

9月12、13の土日に道の駅加治川、9月26、27の土日では十日町市のリオンドール十日町店。こちらでは併せて発電所見学のバスツアーも開催する予定でございます。

見附市でございます。10月3、4の土日で道の駅パティオにいがたにて開催をさせていただきます。こちらでも発電所見学のバスツアーを併せて実施をさせていただく予定です。

最後19ページでございます。「コミュニケーション活動の取り組みについて」毎月お知らせをさせていただいております。今月は電気教室に関わる内容でございます。

7月28日から8月19日、夏休み期間中になりますが、柏崎市、刈羽村の児童クラブ19カ所で電気教室を実施させていただきました。総勢816名の児童の皆さまに参加をいただきました。下に写真を掲載させていただきましたが、電気教室では、発電の仕組みを体感したり、発電所や世界の電気事情にまつわるクイズのほか、手回し発電機を用いた実験や電気工作を行い、身近にある電気について、遊びながら学んでいただきました。写真のように若手の社員が、児童の皆さんに電気のことを説明したりクイズを出したり、また、下の左側の写真は、手回し発電機といいまして、ぐるぐる巻きのコイルの中を磁石をカシャカシャ振るとLEDが光って発電する仕組みを体感してもらうキッドを触っていただいたり、手回し発電機で動くぬいぐるみを自分でぐるぐる回して発電の仕組みということでもいろいろやっていただきました。

今後も地域の皆さまと一緒に地域を盛りあげ、「地域を愛し、地域に愛される発電所」を目指してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上になります。この後は、福島第一の状況につきまして、本社リスクコミュニケーターの今井よりご説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

本社立地地域室、今井でございます。

資料は「廃炉・汚染水・処理水対策の概要」という8月27日の廃炉に関する月末の記者会見、公表資料でございます。

1枚目の裏をご覧ください。こちらは先月末の時点でのトピックス3点です。今回は、上段にございます3号機PCV、原子力格納容器内部の機中調査、いわゆるマイクロドローンの調査結果の集約について、最終の4ページ、スライド4つでご説明させていただきます。

2枚目の裏、最後の4ページをご覧ください。4つのスライドの左上にありますとおり、3号機PCV格納容器内部調査についてです。まずもって、溶け落ちた燃料デブリにつきましては、先行して2号機において、試験的な取り出しということで、これまで釣り竿を伸ばしたタイプの装置で2回ほど取り出しに成功しているところでございます。

続いて、同じく2号機で今度は装置を替えまして、ロボットアームという当初から予定

していた装置を使って 3 回目の取り出しに向けて準備を今、進めているところでございます。2 号機はあくまでも試験的な取り出しでございまして、福島第一における本格的な燃料デブリの取り出しについては、昨年の夏に 3 号機を先行して実施することを公表させていただいております。今回は 3 号機の格納容器の内部の調査をマイクロドローンで実施したものでございます。

実施の結果については、4 月の地域の会でもご説明したところでございますが、調査結果がまとまったということでのご説明になります。

左下、スライド 1 ページに記載のとおり、3 号機については格納容器に、この右下のイラストのとおり X-53 という貫通部直径 14cm になりますが、この中を中央にございます手のひらに乗るようなマイクロドローン、最大で 13cm のマイクロドローンを通しました。回数でいきますと、11 日間で 21 回飛ばして、全て順に帰還しているところでございます。その得られた動画を解析なり評価した結果が右上の 3 ページでございます。中央に記載のとおり、原子炉压力容器、いわゆる溶け落ちてしまった燃料が通過したと思われる箇所、最大で直径 3m 程度の楕円形の穴があると推定されたところでございます。

今後という点では、やはり更なる調査が必要でございまして、右下スライド 5。通し番号で 4 ページという大きな数字がございまして、左下のイラストにあります通り、さらに赤い点線の枠、主に格納容器の下部です。さらに水位を下げることによって、格納容器の下部においてもマイクロドローンを飛ばすことで調査単位を広げ、情報収集を図り、3 号機の本格的な取り出しへ向けた準備を進めていく予定でございます。

福島第一の廃炉の状況は以上でございまして、東京電力からの説明も以上となります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きまして、原子力規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

皆様お疲れ様でございます。原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。

右肩に、柏崎刈羽規制事務所とある資料をご覧ください。

1 カ月間の原子力規制庁の動きですけれども、第 1 四半期の検査報告書を皆様にご報告したく、1 枚目はあっさりと説明させていただきます。審査実績と 1 ページ目にありまして、2 ページ目以降には、通達・文書、面談とありますけれども、今回の説明ではこちらは割愛させていただきます。こちらは文書とか面談とかそういったものは規制委員会のホームページで、このタイトルを検索していただくと、面談録とか文書が出てきますので、気になる方があれば、そちらでご覧いただければと思います。時間も限られていますので早速中身に入らせていただきます。

1 番上の「原子力規制委員会」です。7 月 29 日ですけれども、24 回目の委員会で、中部電力の不正行為を踏まえた地震動評価プロセスの明確化に関する検討の進め方ということで委員会に掛かっております。中身は中部電力の浜岡原子力発電所で基準地震動の策定を行いましたけれども、その時に使われました統計的グリーン関数というのがあり

まして、こういった地震評価の進め方を少し整理しましょうという検討が始まりました。ATENA でガイドラインを整理するにあたって意見交換をしたというものでございます。

8 月 19 日です。④と、8 月 20 日の①は、後ほど後ろのページでご説明いたします。③をご覧ください。こちらは、柏崎刈羽原子力発電所だけではなくて、全プラントでの事業者防災訓練の評価と今年の方針を話したものです。

柏崎刈羽の実績といたしましては、まず、我々、現地の検査官は現場の事業者さんの活動を見ております。我々が見た中で、特に大きな問題となるものは見つかってございません。しっかりできていると思っております。

その上で、本庁に ERC というのがあります。この ERC と、東電さんの本店に即応センターというのがありまして、そちらとのコミュニケーションがあります。そこでも本庁からの聞いた話にはなりますけれども、いろいろプレッシャーをかけても動じることなく発話できたというところで、一定の評価を得られております。

最後、8 月 26 日、原子力規制検査の鍵となる要素に係る取組状況の検証の状況というのがあります。こちらは、検査制度が見直しされて新しくなりまして 5 年目を迎えましたので、今 PDCA を回しているところです。その ATENA とか外部有識者とかそういったところと意見交換しておりますけれども、その中間報告をさせていただいたものでございます。

それでは早速、検査報告に入らせてください。めくっていただきまして 3 ページ目をご覧ください。

まずは、セーフティです。めくっていただきまして 6 ページ目です。3 ポツ 1、2 というところがありまして、検査指摘事項、検査継続案件はございませんでした。

トピックス的なものだけピックアップしてお話したいと思います。4 ポツ以降が検査の項目となっております。この中に例えば (1) の 1) に、総合負荷性能検査があります。これは 4 月の話ですので昔のように聞こえますけれども、以前からずっとやっていた検査ではありますが、総合負荷試験が 4 月でしたのでこの断面で終わったというものです。

めくっていただきまして、7 ページ目です。

6 号機の保全の有効性評価というのがあります。こちらは 6 号機が再稼働しましたけれども、これまでは長期停止のために特別な保全をしていたのです。それを動いたことで通常の保全に戻すというところで、そういったところがしっかりできているかどうかを評価してございます。これはまだ検査中でございます。

その下にいきまして (5) 作業管理の中で、7) があります。これも結構昔の話になってしまいましたが 6 号機の大物搬入口建屋の杭の損傷というのがありました。中越沖地震で損傷したものですけれども、そちらの水平展開等を確認いたしまして、地面の中とかそういったものも東電さんで管理しており、こういったことが今後起こらないというところまで確認してございます。

8 ページ目です。(11) に自然災害防護というのがあります。こちらは検査報告という

よりは最近の時事ネタをお話させていただきたいのです。千葉とか北陸地方で局所的な大雨、洪水があったと思います。果たして柏崎刈羽原子力発電所は大丈夫なのかと心配する人もいらっしゃると思います。結果からして、津波に耐え得る造りになっておりますので、雨ごときでは大丈夫ですが、我々はこれからこの検査をしていきたいと思います。今回の台風6号は今回の話ではないですけど、今後、千葉の大雨とかそういったものを視点に入れた検査として確認していきたいと思います。ただ、先ほど言いましたとおり津波に耐え得る造りになっていきますので、溢水防護もしっかりされていることから、だいぶチープな検査になってしまいそうな気はしますけれども見ていく予定であります。

9 ページ目をご覧ください。1) に7号機の鉄イオン装置の内部溢水防護対策というのがあります。こちらは皆さんも記憶に新しいと思いますけれども、海水が漏えいしましてドラム缶250、260本くらい漏れてしまったというのがあります。これは、トラブルを確認した検査ではなくて、その部屋が内部溢水の規制要求があるのです。それで海水が漏れましたので内部溢水の規制をちゃんと守れているかどうか。要はその性能を維持できているかを実態で確認いたしました。検査としてはレアです。検査は何か起こる前に検査をして、指摘事項をし、おこさせないのが目的ですけど、今回は漏れたものを利用して実態上どうなっているかを検査したというレアな検査でございます。

その次、(15) です。1) に6・7号の基準地震動の策定というのがあります。こちらは、浜岡の不正を考慮いたしまして、我々の事務所で独自の検査をしてまいりました。結果を申し上げますと、特に問題のあるものはございませんでした。

浜岡さんでは大きな地震を経験しておりませんので、その地震を統計的に処理して、自分たちで基準地震動を策定しなければいけなかったのです。それでその部分で不正をした。一方で、柏崎刈羽は中越地震、中越沖地震を経験しておりまして、経験的グリーン関数というものを使えます。ただ、その手法はいいのですけれども、しっかりその手法を委託する会社に伝わっているか。そして委託した会社はそれをとらまえて、ちゃんとした東電さんの意図を汲んだアウトプットを出しているかという委託の中身も確認いたしました。そのコミュニケーションの中にも特段おかしいものは無かったので、この検査は基準地震動策定の部分では特段大きな問題はないというふうに終わらせてございます。

その下にあります(18) です。こちらは、保安規定違反事象ということです。これは、皆さん中身はご存じだと思います。空調で使っていましたフロンガスをサーベイしないで外に出してしまったという案件です。こちらは、まだ検査未了ではありますけれども事後で評価をして、実際出したフロンガスに特に問題はなかったところまでは確認できてございます。

めくっていただきまして10 ページ目、セーフティの最後のページです。1) に長期施設管理計画の申請の記載誤りというのがあります。こちらは、先ほど東電さんから性能申請がありましたとありましたが、高経年化の最初の申請の時にミスをした30何か所してしまったというものです。QMS の観点で確認をしてございまして、東電さんの高経年化のセクシ

ョンではかなり改善が進んでおりまして、もうおそらく起こることはないかなというふうに確認はしてございます。ただ、今後の水平展開も重要でして、そこは東電さんと少し議論していこうかなとは思っております。

次の2)です。これは、今までずっとやっていた東電さんのヒューマンエラー対策を追っかけているものです。今年度からオペレーションミスという名前に替えましたので名前の違いだけ紹介させていただきます。

続きまして、「セキュリティ」です。11ページ目以降ですけれども、めくっていただきまして13ページ目です。

3.1に検査指摘事項とあります。先ほど、東電さんからも話がありましたけれども、指摘事項が1件あります。緑の深刻度 SLIVという結果になってございます。こちらは後段の詳細なページがありますので、そちらで説明いたします。

14ページ目をご覧ください。3.2です。検査継続案件はございません。4.以降には検査項目が整理されております。

先ほどの指摘事項の中身ですけれども、18ページ以降に詳細が書いてございます。この詳細な概要は先ほど東電さんより説明がありましたので割愛させていただきます。おそらく指摘事項が出た時に、なんで規制庁は今回、緑なのか白なのかと不思議に思う方もいらっしゃると思いまして、今回はそちらを中心にお話させていただきたいと思います。

21ページ目をご覧ください。今回の案件について、まずポイントは2つあると思っております。1つはソフト、人の話です。今回やった事象が悪意ある不正なのか意図しない不適切な使用なのかというところがまずポイントだと思います。

もう1つはハード、システムです。不適切な使用をどう防ぐのかというところが防げていたのかどうかポイントになるかと思います。

21ページの上に規制要求においてと書いている出だしがあります。その右に行きますと「IDカードは常時所持」、そのしばらく先に「IDカードは厳重に管理させ、指定者以外への取扱いを禁止する」というふうにあります。これは規制要求です。ただ、今回これを守れていませんでしたので、パフォーマンスに劣化があると考えました。

その下に。要は、パフォーマンスはいわゆる東電さんのその行動、振る舞いに劣化があるといえますけれども、その劣化は指摘事項に値する劣化ですかというものを、この後段のスクリーニングというところで確認いたします。

スクリーニングというところをご覧ください。ステップ1です。

2行目に、事業者が規制要求及び自主基準を満足することに失敗しているというのがあります。失敗していなければいいのですけれども、失敗しているので、このステップ1はクリアといえますか次に進むことになります。しかも、ステップ1の最後の方に「回避することは可能であった」ということです。もし、これが新知見であったり東電さんの力でどうにもならない部分であれば、これは回避できなかったので東電さんのパフォーマンス劣化とはいえないということもありますが、これは回避することはできたということ

で、ステップ2にいきます。

ステップ2にいきますと、これは if の世界です。もし、1 行目にありますけれども、当該不具合が是正されないままであれば、その結果、2 行目以降ですけれど、核物質防護上、重大な問題をもたらす可能性がありましたというものです。

これが放置していても特段大きな問題にならなければいいのですけれども、やはり放置していれば大きな課題になるというところで、その最後に、監視領域（小分類）の目的に影響を及ぼすということで、これは指摘事項に値することになりました。

監視領域というのは、炉規法にあります目的、事業者さんが守らなければいけない炉規法のブレイクダウンしたものでございます。そのセキュリティに係る部分に抵触しましたというところです。

指摘事項になりましたけれども、その指摘事項はどのようなレベルのものかというのをご説明いたします。下に、重要度評価というのがあります。まずは初期評価といたしましてガイドがあるのですが、重要度評価附属書選定ルートというのがあります。こちらは 25 ページをご覧ください。まず 24 ページがそのガイド名でして、このガイドが非常に枚数が多いので、今回は必要な箇所だけ選定しております。

まずは 25 ページにいきます。上から順番に「はい」か「いいえ」で入れていきます。例えば上ですと、A. 核燃料の話ですか。これは「いいえ」です。その下には、情報に関するものですか。これも「いいえ」です。

C. になりますと例えば、自由に出入りできる状態になっていましたか、事業者が故意にやったものですかとか、そういったかたちを書いてありまして、最終的に C. も「いいえ」になります。

そして、D. 管理されてない開口部。これは管理されてない開口部ではないので、こちらでも「いいえ」になりまして、附属書 5 に飛ぶということになります。

めくっていただきまして 26 ページが附属書 5 です。27 ページに図 1「立入承認」というところがあります。これがどういう規制要求に抵触したかというのが並べてあります。「Tier」と書いてありますが、Tier は階層という意味です。要求に応じて Tier が変わります。ただ、ここに書いてある内容は、条文をひとくくりにとまとめたものでして、その条文の詳細はここでは割愛させていただきます。

今回は、防護区域に抵触するものでしたので、まず「防護区域」。それで「Tier II」の防護区域等への人の立ち入りに抵触するということになりました。

まためくっていただきまして 29 ページ目をご覧ください。ここに採点表があります。採点表の上から 2 つ目のマトリックスをご覧ください。

先ほどのところですが、立入承認の Tier II で、まず防護区域です。防護区域の一番下です。そして、先ほど、1 つ丸が付いていました。防護区域等への人の立ち入り。これは、一文字で書いてありますが、条文的には 2 つ抵触しているものがありまして、影響を受ける区域が II になります。Tier II の 2 の防護区域のところを見ると 2 点となりま

す。こういったかたちで、28 ページも同じようなかたちで、これは物理的防護ですけれども Tier I の上から 6 つ目。Tier II の上から 9 つ目に抵触することになり、先ほどの 29 ページの一番下のマトリックスで、Tier I の 1 となる 2 点、30 ページ目では、一番上のマトリックスになりますけども、これもまた 1 点となります。

こういったかたちで条文に何個抵触したか、そして防護区域、重要度の高いところなのか否かを整理して点数になります。

最後 31 ページ。今回足しますと 5 点になります。その 5 点がこの「緑」という枠に入りますので、今回の指摘事項は「緑」ということで、「緑」として評価をしてございます。

長くなりました。規制庁からは以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。続きましてエネ庁さん、お願いします。

◎川原 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の川原でございます。

お手元の「資源エネルギー庁の動き」という資料をご覧いただければと思います。

1 ページ目、1 ポツ「エネルギー政策全般」です。まず一番上の丸、8 月 27 日でございます。中部電力が浜岡原発 1 号機、2 号機の解体撤去工事に係る NuRo（ニューロ）への実施報告・費用請求に関しまして、一部事実と異なる報告・請求を行ったとする事案を踏まえまして、同日、中部電力に対しまして、法律に基づく報告徴収を求めたことを発表しております。

2 つ目の丸です。8 月 31 日になります。先日も報道されておりましたけれども、茨城県の常陸大宮市の鈴木市長に対しまして、特定放射性廃棄物の最終処分に関する文献調査を実施することについて申し入れを行ったことを公表しております。

3 つ目、二重丸としておりますが、これも 8 月 31 日です。令和 9 年度概算要求書を提出しております。簡単な表を下に貼っておりますが、このリンクからネット上で、どんなものをどのくらいの額を要求しているかということが細かく見られます。この全体の表で申しますと、表の一番下の行、経産省関連合計というところで、令和 8 年度当初予算約 3 兆から 7 兆 7 千億と、4 兆 7 千億くらい増額要求としております。

大部分は、上から 2 列目「強く豊かな日本、投資枠」と記載がございましたけれども、危機管理ですとか成長投資等を通じた潜在成長率の引き上げにつながる施策を実施するため、新たに創設したものでございます。ここがだいぶ占めているかと思えます。この表だと原子力関係は分からないと思いますが、我々が所属する原子力立地政策室の関係の立地交付金は、R8 年当初予算 794 億円に対しまして、令和 9 年度の要求としては 842 億円としてございまして、だいたい 50 億弱くらいの増額要求としております。

めくっていただいて、2 ページ目。ここから赤澤大臣の会見内容でございます。

8 月 25 日、真ん中下、「ALPS 閣僚会議」とあります。大臣からも冒頭発言であったものでございます。ALPS 処理水の海水放出開始から丸 3 年が経過しまして、その間、ALPS 処理

水の処分に関する関係閣僚会議を開催する中で、「政府として ALPS 処理水の処分を完了するまで全責任を持って取り組む」という方針を確認しまして、引き続き安全性の確保に万全を期すということを述べてございます。

その下、「予算の概算要求」の関係です。先ほどご説明しました令和 9 年度概算要求に関しまして、新設の投資枠について質問があったものに対して記載のとおり大臣から回答をしております。

次、3 ページ目でございます。真ん中のあたりです。こちらは、8 月末に政府としてエネルギー需給構造強靱化の総合パッケージというものを取りまとめておりますけれども、それについて記者の方から、エネルギー基本計画がある中でどういう位置付けなのかと質問があったものに対しまして、この枠の中の真ん中あたり。「情勢変化を踏まえて、エネルギー基本計画でも位置付けられている GX の取組を、『強い経済』の前提となる『エネルギー需給構造強靱化』の観点からパワーアップさせるものである」ということを述べてございます。

飛んでいただいて 4 ページ目です。

「2. 事務所の活動」としましては、8 月 15 日に刈羽村ふるさとまつりが開催されております。この中で、資源エネルギー庁と東北経済産業局が共同で、地域の子供向けに発電体験ができるブースを設けたり、併せてパネル展示を行うなどして広報活動を行ってまいりました。

記載のとおり、確か前年も 600 名を超える来訪者だったということで、前年と同じくらい来訪者があったということでございます。

最後 5 ページ目です。ここは、関連の委員会の内容は記載のとおりでございます。

3-4. パブコメも現在、案件はございません。

エネ庁からは以上でございます。

◎品田善司 議長

続きまして、新潟県さん、お願いいたします。

◎中野 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の中野と申します。新潟県からは 3 部の資料をクリップ止めでまとめてお配りをしております。

まず、「前回定例会以降の動き」についてご説明申し上げます。

1 点目、「安全協定に基づく状況確認」といたしまして、8 月 7 日、柏崎市様、刈羽村様とともに安全協定に基づく発電所の月例状況確認を実施しております。確認内容といたしまして、まず 1 点目、発電所大湊側に設置されている補助ボイラーから蒸気が漏えいした事案につきまして、原因の調査状況の説明を受け、現場を確認させていただきました。

それから、管理区域内の冷却装置の冷媒に使用していたフロンを構外で廃棄処理した際に、保安規定上必要な放射線測定及び記録確認が実施されていなかった事案につきまして、こちらも原因と対策について説明を受け、確認をさせていただきました。

それから、7月に発生しましたけが人発生事案につきまして、それぞれの事案の原因と対策の説明を受け、現場を確認させていただきました。

それから、2点目の「その他」といたしまして、8月21日に報道発表をしているものがございます。原子力災害を想定した防災訓練で「航空機避難訓練を実施します」ということで発表をさせていただきました。2枚目にその際の発表資料を付けてございます。

それから、2つ目の資料といたしまして、8月9日に本間委員から頂戴しておりますご質問につきまして回答をお配りさせていただきました。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

3つ目の資料でございますけれども、新潟県原子力安全対策課の石川からご説明させていただきます。

前回定例会で規制庁さんから、「避難の際に安定ヨウ素剤の服用を行う」という発言がありまして、これを受けて竹内副会長から、私どもがご説明しました「原子力防災訓練（学校等における児童の保護者への引渡し訓練）」につきましても、資料にその旨を追記したほうがいいということで、私どもで確認した結果、今回の定例会で修正したものを配付させていただきますということで配付するものでございます。

めくっていただきまして2ページ目、真ん中の表ですけれども、赤字した部分が今回修正した点でございます。

また、2枚目一番上に「前回定例会でお配りした資料」ということで記載してございますが、どこが変わったのか分かるように、前回のものも参考にお配りしております。

では、1枚目の裏側、2枚目の資料の真ん中です。こちらは、私ども県で原子力災害時の対応ということで、学校・保育所等における児童の保護者への引渡し訓練、この際の流れについて記載したものでございます。また後で関係しますけれども、この関係で一般住民の方の対応は、今回の児童の部分を分かりやすくするために割愛してございます。

この表ですけれども、下にいくにしたがって警戒事態から施設敷地緊急事態ということで、原発の状況が悪化していく。横の欄ですけれども、県と柏崎市、刈羽村、そして学校・保育所等の対応については、PAZとUPZについて分けて記載しているものでございます。

まず、右側、緑の学校・保育所等のPAZの対応を改めてご説明いたします。安定ヨウ素剤に関して言いますと、警戒事態の段階では、上から3つ目の安定ヨウ素剤の配布・持ち出しの準備をまずやります。

2段目になりますけれども、児童の引渡しは警戒事態の段階でできなかった場合については、職員は安定ヨウ素剤等を携行して、避難用バスで、引渡しできなかった児童と職員がともにバス等で避難先の施設に行きまして、避難先で児童等を保護者引渡しというかたちになります。

ここに「安定ヨウ素剤の服用」というものが記載されていないのですけれども、一般住民の方は、PAZですと全面緊急事態、次の段階で避難を行いますので、その段階で安定ヨ

ウ素剤の服用について国から指示が出ましたら服用を行います。児童・生徒の方については、一段階早い段階で、引渡しできなかった方については避難先に行きますので、避難に時間が掛かってしまうとかそういった特殊なことが無い場合は、携行はしますが服用まで至らないで避難先に着いて、そこで親御さんに引き渡すというかたちになっております。

もう 1 つ右側。UPZ ですけれども、同じように警戒事態では、まず引渡しを行います。安定ヨウ素剤の配布・持ち出しの準備を行います。施設敷地緊急事態でも UPZ は引き続き保護者への引渡しは継続します。

全面緊急事態になりますと、屋内退避を行いまして引渡しは中止します。UPZ になりますので、放射性物質が放出されて国の定める基準に達した場合、一時移転が必要になります。この際に職員は、安定ヨウ素剤を携行して避難用バスで引渡しができなかった児童とともに避難先の施設に避難します。必要に応じて、この段階で児童に安定ヨウ素剤の服用を指示します。そのトリガーとしまして、左側、県と柏崎市・刈羽村の動きも赤字で記載しておりますけれども、一番下の赤になります。「県は、必要に応じて国の指示を受け、安定ヨウ素剤の…」。「準備」はこの前に行います。ここは「安定ヨウ素剤を緊急配布」、県は緊急配布を行います。そして、柏崎市・刈羽村は、1 つ右になりますけれども、国の指示を受け、学校等へ安定ヨウ素剤の服用を指示するという、こういう流れが、学校や保育所にいらっしゃる児童の方々が避難する際の動き。そして、安定ヨウ素剤の服用に関連する動きになってございます。

また、新潟県のところに、警戒事態で避難用バスの確保の調整をしますとか、全面緊急事態で UPZ のバス避難に備えてバスの確保を随時調整しますという記載がございますが、こちらは竹内副会長とは別に、本間委員から避難用バスについてご質問をいただきました。この際、こちらの表にもバスの手配だけではなくて、準備段階は、ひとつ前の段階で行っておりますというものを、より分かりやすく資料にしたほうがいいだろうということで、こちらの記載も追加させていただいたものでございます。

以上でございます。

◎品田善司 議長

続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎前川 係長 （柏崎市防災・原子力課）

柏崎市の前川でございます。

資料につきまして、A4、1 枚ものと左上ホチキス止めの資料を配布させていただきました。

最初に、前回定例会以降の動きについてになります。

1 番、安全協定に基づく状況確認につきましては、8 月 7 日に新潟県様、刈羽村様と一緒に月例状況の確認を実施しております。主な確認内容につきましては、先ほど新潟県様

から報告がありましたので割愛させていただきます。

もう 1 部、お配りさせていただきました資料につきましては、前回 8 月の定例会の際に、引き渡し訓練の実績の部分を、令和 7 年度の部分だけを配布しておりましたけれども、これまでの過去の分、公表している部分について、本日お配りさせていただきましたので、後ほどお読み取りいただければと思います。以上です。

◎品田善司 議長

最後に、刈羽村さんお願いします。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課の北本でございます。

それでは、刈羽村の説明でございます。右肩に刈羽村総務課と書かれた資料をご覧ください。

刈羽村の動きでございますが、安全協定に基づく状況確認といたしまして、8 月 7 日に新潟県さん、柏崎市さんとともに発電所の月例状況確認の実施を行っております。内容につきましては、新潟県から説明のあった通りですので割愛をさせていただきます。刈羽村からは以上です。

◎品田善司 議長

皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入らせていただきます。発言を希望される委員の方は、まず手を挙げていただいて、私が指名したあとに名前と、どちらのオブザーバーへの質問か意見を明らかにしていただいて簡潔明瞭に発言をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。品田剛委員。

◎品田剛 委員

柏崎エネルギーフォーラムから参加させていただいております。品田です。よろしくお願いします。

東京電力さんに 1 点、質問があります。

再稼働から営業運転まで移っている状況ではありますが、諸外国のさまざまな影響によってエネルギー情勢が不安な現在です。その中で発電所がエネルギーの安定供給に寄与していることと、寄与していることとなったことをうれしく思っておりましたが、またこのように ID の件が報道されたことには少し驚きを感じております。

そこで質問ですが、今回の資料の 9 ページの ID の件になります。2020 年ですか、ID の不正利用という事案があったかと思うのですが、今回の件は同様の事案ではないものの ID に関わる事案が発生したことを、東京電力さんとしてはどのように現在受け止めているかをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いいたします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所長の稲垣でございます。品田委員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

本件は、性質は違うという、今お言葉もありましたけれども、ID に関わるものだというところもありまして、発電所として大変重く受け止めてございます。先ほど、副所長の杉山の説明にもありましたし、規制庁の伊藤所長のお話もありました。これは2つの側面があるということでございます。一つは人の側面。そしてもう一つがハードの側面であります。人の側面につきましては、我々の資料の12ページに、先ほど杉山がご説明しましたイラストがでございます。BとAという2人の運転員が立て続けに退城、中央制御室から出ようというところで、AがIDカードを中央制御室に忘れてきて、この中に閉じ込められたという状態でございます。それでBは入社2年目の社員でございます。そして、Aは入社1年目の社員でございます。どちらも2021年のIDの不適切な取り扱いの事案の教育は受けておりましたが、このような状況になってAが閉じ込められたという中でパニックになっている中で、Bがとっさの行動として自分のカードを当ててしまったところは、これは不適切でございます。決して許されることではないところでございます。ただ、このとっさに何かをやってしまうというところについて、やはり我々としては対処が必要だということです。

まず、このBとAにつきましては、先ほど杉山からもございましたけれども、運転員から業務を外してございます。それで教育をやり直しているところでございますが、この2人に限らず運転員全員、そして我々所員も、私も含めて改めてこのIDカードの問題の教育をやり直しているところでございます。こちらについては、出る時だという違いはございますけれども、やはり我々としてはしっかりと全所員がきちんとこういったとっさの判断という時にも適切にふるまえるように教育を新たにしているところでございます。

一方、ハードの面で2回同じ人間が当てた時に防ぐという仕組みがこの時にちょうど不具合を起こしていて防止できなかった点につきましては、まず出入管理というシステムになりますが、生体認証を複数設置して、入城という管理に関しては決して本人以外はいれないという状態にはしてまいりました。この当該システムを含む出入管理の全システムをフルリプレースする計画を立ててございまして、これが元の予定では今年の12月にフルリプレースがされる計画で進めておりました。その中で、故障が出てきた時には、そのゲートを閉止するという対応で期してきたのでございますけれども、先ほどの杉山の説明にもございましたように、まずこのシステムの不具合がここ最近になってかなり頻度が増えてきたというところ。また、このシステムのリプレース全体がサイバーセキュリティの要件の関係などからありまして、今年の12月にはできないという状況がある中で、やはり今あるシステム、今の停止をするという運用でいいのか。それを見直しする必要はないのかというところについては甘さがあったと、ここは非常に私たちとしては大きな反省だと考えているところでございます。

本事案に限らず、事案の原因と対策をしっかりと図り、繰り返し改善していくこと自体がセキュリティ強化につながるということでございます。今、この既存のシステムについて

は、どこが弱点かは当該箇所だけではなく、あらゆる故障モードを洗い出して、今のシステムが故障しないようにというところの対応を進めてございます。これはセキュリティ管理部に任せるだけではなく、私、そして副所長も全員が入って対応しているところでございます。引き続き私が先頭に立ちまして対応を進めていくところでございます。ご回答は以上になります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。品田委員、手短にお願いします。

◎品田剛 委員

ご回答ありがとうございました。今回の所員の方の対応については、2020 年のこととは異なっていることは理解させていただきました。また、システムの不具合についても以前から更新計画等々を進めていた中で、いろいろな要因があって工事の見直しというところで延期というところも理解させていただきました。引き続き、特に安全面に十分考慮していただきまして着実に対策を進めていただければと思います。ありがとうございました。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他においででしょうか。飯田委員、どうぞ。

◎飯田耕平 委員

飯田です。今の件について、もう一度確認させていただきたいです。

2016 年頃からシステムの不具合が多発しているという新聞報道がありました。このシステムの不具合は最初にいつ確認されたのかということ。2016 年といいますと今から 10 年も前ですので、随分とシステムの改修に時間が掛かっている気がします。いつからこのシステムの改修に手を付けられたのか。今の説明では、なぜこんなに長くかかっているのかという点で、私、非常に不安といいますか不満があります。その点についてお願いしたいと思います。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いいたします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の古濱でございます。

ここは大事なところでもございますので最初に出たのがいつかですとか、あるいはその全体のリプレース、それも含めていつからその計画していたというのは、別途ちゃんと答えさせていただきます。

今、正確な資料がございませんので調べた上で回答させていただきます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。飯田委員、簡潔にお願いします。

◎飯田耕平 委員

今の件ですけれども、規制庁がいろいろ検査や調査等に入っているんですけれども、そのゲートを通った時にこういうシステムの不具合というのは発生しなかったんですか。それともしていたんでしょうか。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

この不具合が、明瞭にゲートの中で分かるものではなく、そのゲートを通る際ではなく、そのゲートを監視しているところで確認はできるものです。ですので、そこにたまたま検査官が居合わせて、それを見れば確認できたと思うのですけれども、我々がそのゲートを通る際にはそれは確認できないです。今回の B さん、A さんのような不正をそこで私がいれば確認できたと思うのですけれども、そういうことはしませんのでちょっとそこでは確認はできていません。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。それでは、本間委員、お願いします。

◎本間 委員

本間です。東京電力さんに質問です。

今のことに関しては、まずそのシステムが度々ということなんですけれども、かなり多いと聞いています。何十回、何百回あったのか具体的な数をだいたい、教えていただきたい。その都度、使用中止していたということなんですけれど、中止して再開する時にはどういう基準で再開するのか。日が変わったら再開するとか、かちやかちやとやってうまくいったら再開したのか、そのへんを教えてください。今日ではなくてもいいです。

それから、もう一つ疑問です。A さんが操作室からゲートに入る時はカード無しで入れるんですか。中に入ってからカード。では、二重扉とはいうけれども実質 1 回チェックで出入り。ついでに、A さんが入ってしまっ、て、忘れたと思って戻ることはできないんですか。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

その点についてお答えいたします。出る時は最初のゲートはボタンだけで入れます。ただ、入る時は生体認証がございましたので入れません。

◎本間 委員

出る時は。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

出る時は 2 つ。先ほどの 12 ページをもう 1 回ご覧いただきたいのですが、12 ページの中央操作室の左から出てくるわけなんですけれど、左の扉はボタンだけで開きます。そこで自分の ID を当てると今度は右側の扉が開くということになります。ただ、入る時は右側の扉は生体認証が付いており、生体認証が合わなければ絶対に入ることはできないところになっています。

◎本間 委員

それに関連してもう1つ。Bさんがとっさに自分のカードで開けてやったということですけれども、これを見るとドア越しにカードを入れているんですけど、すき間か何かからカードを。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

檻のようなものだとご理解ください。

◎本間 委員

はい。

◎品田善司 議長

他に。それでは、三井田委員、お願いします。

◎三井田 委員

三井田です。ご苦労様です。

今、退室モニタの件で結構、東京電力さんが攻められているんですけど、規制庁さんの判定で緑判定なんだから、まだ運転員の人も1年目のAさんは研修生の方だと思うんです。Bさんは、2年目だからたぶん補機操作員くらいの運転員でまだ勉強中のものだと思うんです。そうして、Bさんが、Aさん、その研修生がパニックになっているからカードをかざして退出したと思うんです。これは自分が調べたのは、新聞の記事で公表されたもので別にスパイみたいなことをして調べたわけではないです。だから、杉山さんが、今回運転員を外したというんですが、例えば悪いですけど第二次世界大戦のアメリカの航空パイロットが失った損失というのは、ものすごい教育コストも掛けているし時間も掛けているんです。運転員というのはカップヌードルみたいに3分でお湯入れてできるものではないので、今回だけは、今回だけというのも甘いみたいですが、もう一回再教育して使った方が、僕は経済的でも安全安心の面でも非常に有効だと思います。この前、県知事と会った時に会長がご立腹していましたが、まだまだ勉強させる意味でも重要だと思いますのでこの件だけはしっかり、自分の愚かな意見ですけど曲げてご理解をお願いします。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。

それでは、東京電力さん。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ご意見ありがとうございます。

運転員の育成が大変なのはご指摘のとおりでありますし、我々は、（当該所員を運転員の業務から）一旦外しておりますけれども未来永劫、運転員にさせないということを言っているものではございません。ただやはり、IDカードをとっさのこととはいえ不適切に扱ったことは我々、重く受け止めております。やはり一定期間、しっかりと教育しなければいけないということで今は運転業務から外しておりますけれども、これは未来永劫ということを決定しているものではございません。ご意見として賜ってまいります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。星野俊彦委員、お願いします。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。東京電力さん、それから規制庁さん、両方に同じ質問です。この事案がいつ。東京電力さんはいつ、あるいは規制庁さんはいつわかったんですか。その後、伊藤さんにもう一つ質問あります。それぞれがいつ。

それからもう一つ、突っ込んで話をします。どちらから。規制庁がこれを指摘したのか東京電力は自主申告したのかを聞かせてください。

◎品田善司 議長

東京電力さんからお願いします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の古濱からお答えいたします。これは起きた当日、2月18日に私どもですぐに気づいて、私どもから規制庁さんにも報告をしています。2月18日の起きた当日です。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

こちらも古濱さんから連絡いただきまして、2月18日に確認してございます。規制庁の資料18ページにありますけれども、その後、日常検査というかたちで改めて3月4日に詳細な確認をして整理をしているところでございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。手短にお願いいたします。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。これは新聞で読んだ内容なので、その中の確認ですけれども、伊藤さん、新聞で「東京電力が対策をしていれば防げた」というふうなことの中に、ずっと読んでいきますと「監視員的なものを配置していれば、それでうまくいったのではないか」みたいなことをおっしゃっているんですが、そのへんをもう少し詳しく教えていただければ。

◎品田善司 議長

どうぞ。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

要は、時々、そのシステムの不具合が起きて、こういった事象が起きますので、そういった不具合がいつ起きるか分からないのであれば、何かしらの対策をしていけばよかったと。代替措置をしていけばよかったと。その中の一つに、私もそんなに詳しいわけではないですけれども、例えば監視員を立てるなどというそういう意図です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。

時間超過しましたので休憩に入りたいと思います。再開を 50 分から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

－ 休憩 －

◎品田善司 議長

皆さんお揃いになられましたので、後半の議題に入りたいと思います。

後半の議題は、東京電力の「防災支援の取り組みについて」ということで東京電力さんからご説明をいただいた後、質疑応答に入りたいと思います。

それでは、東京電力さん、お願いいたします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

東京電力ホールディングスの安達と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお配りしております資料、A4 横、左上ホチキス止めの資料「東京電力の防災支援の取り組みについて～原子力災害時における住民避難等の支援～」について、ご説明いたします。

おめくりいただきまして右上のナンバー1をお願いいたします。

スライド 1 は、原子力災害時に事業者がどういった対応をするのか大きくまとめてございます。上段のクリーム色のボックスになりますがチェックの 1 個目になります。

原子力事業者は、安全の確保を大前提として発電所の運営により、事故の未然防止に努めるということを第一の責務とし、その上で原子力災害が万一発生した場合には、事故の拡大防止や収束への対応、事故の発生や対応状況についての通報連絡の公表をまずは第一にやるといったことがございます。その上で、チェックの 2 つ目になります。

原子力災害時における住民等に対する防護措置、いわゆる住民避難等になりますが、これについては、国や地方自治体の方が主体となって実施し、原子力事業者である当社・東京電力は、国等が取りまとめた柏崎刈羽地域の緊急時対応や、新潟県さんと締結しております原子力防災に関する協力協定に基づき、国や地方自治体の皆様と連携しながら住民避難等を円滑に実施するため、人的・物的な支援をするところでございます。

そのほか、関係市町村の皆様にはリエゾンを派遣したり、事故発災時は速やかに住民の皆様からの問い合わせ等の相談窓口を設置することとしてございます。

下段に書いているものは、柏崎刈羽地域の緊急時対応において原子力事業者いわゆる東京電力が要はやるべきものといったものを概要としてまとめてございます。大きく 3 つに分けてございます。

1 つ目のチェックは PAZ、発電所から概ね 5 km 圏内の防護措置に関する支援になります。

まずは、チェックの 1 つ目については、施設敷地緊急事態要避難者、いわゆる AL・SE・

GE の SE の段階になりましたら、避難行動に際して、介助であるとかお手伝いが必要な方々、社会福祉施設の入所者や在宅の避難行動要支援者の方々について、弊社の福祉車両と要員を準備して避難の支援を行います。

そのほか、PAZ については、避難経由所の開設準備等を自治体の皆様と連携しながら対応を行います。

チェックの 2 つ目については UPZ、発電所から 5km から概ね 30 km 圏内の対応であります。基本的に UPZ の方々は原子力災害時、特に放射性物質の放出後については、まずは屋内退避といった防護措置になってございます。

たださりながら、一定以上の放射線量等が測定された場合には、避難や一時移転を実施いただくことになります。その場合の一時集合場所の開設ですとか避難退域時検査、安定ヨウ素剤の緊急配布補助、あるいは避難経由所の対応等を自治体の皆様と連携しながら対応するというところでございます。

チェックの 3 つ目になります。資機材等の支援です。環境放射線の測定に係る要員ですとか放射線の防護資機材を平時から準備して、いざとなったらこれを供給することで支援する。その他、水・食料そういった生活物資等も必要に応じ供給できるよう準備を整えてございます。

おめくりいただきまして右上のスライド 2 番をお願いします。

原子力災害が発生した時の事象の進展に応じて、AL・SE・GE、あとは地域ごとに PAZ、UPZ を絵的にまとめたものです。

この中で東京電力が大きく支援するところについて、丸で当社支援というところで先ほどご説明したことを少し絵的に分かりやすく整理してございます。

まず PAZ の SE です。要配慮者搬送ということで、この方たちを弊社が放射線防護対策施設あるいは避難所へ福祉車両と要員を配置して移動をお手伝いすることがございます。

そのほか、一般の方々を含め避難経由地を経由して避難所へ向かいますが、その際の避難経由所の開設ですとかそういったところをお手伝いする。特に PAZ の方の防護措置として支援することとしてございます。

下段の UPZ、5 km から 30km 圏内の方々等については、基本的には屋内退避をするといったところがまず第一の防護措置になります。その段階から放射線による影響、可能性があるといったところで、一番下の黄色の棒にあります放射性物質を放出する前の段階から放射性物質の状況のモニタリングをする。こういったところを国が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下、国や地方自治体の皆様と連携しながらモニタリングについても支援するところがございます。

屋内退避後に一定以上の放射線量等が確認された場合には、UPZ の方々も一部の方については避難や一時退避をしていただくことになりますので、その際の避難退域時検査の運営と支援あるいは避難経由所等について当社で支援するといったことをしております。

続いてめくっていただきましてスライド 3 枚目をお願いいたします。こういったさま

ざまな支援内容を弊社としても準備しておりますが、クリーム色のチェックの 1 つ目になります。

当社は、原子力災害時においては地方自治体の皆さんからの支援要請等に最大限に貢献していくことを前提とした上で、原子力事業者としては特に原子力災害の特殊性いわゆる放射性物質や放射線について関連する支援を特に重要視して準備をしています。

チェックの 2 つ目になります。特殊性ということで、原子力や放射線に関する専門的な知識、技能を有する要員の確保あるいは放射性機器の測定の専門資機材の準備・運用、並びに事前の体制の整備や訓練が特に肝要な支援については、重点的に準備をしているところがございます。特に重点的に実施しているもの、本日特にご説明差し上げるものについて下の表に大きく 4 つ整理してございます。

1 つ目の要配慮者搬送支援については、PAZ における対応になります。特に避難に際して介助や支援等が必要な方について、PAZ 内の社会福祉施設や在宅の方々を福祉車両を用いて然るべき避難所等にお運びするといったことの支援になります。

2 つ目については、避難退域時検査、UPZ の方が避難や一時退避をする場合の対応になります。屋内退避後にある一定程度の放射線が測定された場合に避難をすることから、実際、避難退域時検査場所では汚染があるかどうか。汚染があった場合には除染をする対応が必要になります。こういったところについて検査の場所の運営や測定等について要員・資機材を提供して支援するといったことがございます。

3 つ目については、放射線防護の資機材です。弊社のみならず国内の原子力事業者によって相互協力の協定等を構築しておりまして、環境放射線の測定や放射線防護に係る要員・資機材等を提供する準備をしています。

最後 4 つ目になります。放射性物質を放出する前の段階。放射性物質が放出される可能性があるような段階から放射線の状況をつぶさに確認をするといったところで緊急時モニタリングについても弊社で要員や資機材を提供してモニタリングの対応を支援してございます。

もう一方で、それぞれ 4 項目についてご説明差し上げます。スライドをめくっていただきまして 4 スライドをお願いいたします。

要配慮者搬送支援になります。チェックの 1 個目になりますが要配慮者搬送支援の細かな内容です。発電所の緊急事態区分が施設緊急事態 SE に至った場合は、施設敷地緊急事態の要避難者の一部の方、いわゆる社会福祉施設の入所者ですとか在宅の方の避難行動要支援者の方が、新潟県様や PAZ 自治体様からの指示に基づいてあらかじめ定められた避難先の福祉施設となりますが、あるいは近傍の放射線防護対策施設へ避難することになります。これを福祉車両と要員を派遣して支援をするといったことを準備してございます。

具体的な当社の用意の対応としてはチェックの 2 つ目になります。緊急事態、事象の事故の進展に応じて準備をすることになります。

まず1つ目については、AL、最初のアラートの段階から速やかに弊社の拠点へ要員を参集して福祉車両ですとか対応するための資機材の準備に入ります。

2.になりますと、実際の避難のタイミングSEになりましたら自治体様の指示等に基づいて実際に要配慮者様の滞在先、福祉施設ですとか在宅のご自宅等へ赴いて福祉車両へ同行者、支援者の方と一緒に乗車いただく。その後、要配慮者の方の状況あるいは避難先でマッチングを踏まえて各所へ避難を福祉車両で対応することになっております。

こういった流れを下の表にまとめてございます。ALの段階では下の表になりますが、東京電力では拠点で参集して車あるいは資機材の準備をする。そしてSEの段階になったら自治体さんからの指示や要請に基づいて速やかに対応できるよう準備をしつつ、実際の避難元の施設ですとかご自宅に赴いて車両で搬送するといったところを準備してございます。

おめくりいただきましてスライドの5枚目をお願いいたします。

要配慮者搬送支援について、日頃から弊社で準備している内容になります。当社の要配慮者の搬送を支援する要員は、当社、グループ企業さんも含めておよそ180名の要員を確保してございます。たださりながら、いきなり事故時に配慮者の対応をすることはかなり難しく実質的にも必要なものがございまして、介護技術・技能を有する専門家を講師としてお招きして介助等が必要な方々の対応ですとかあるいは車椅子やストレッチャー等の介護資機材の扱い、訓練を実施し、必要な知識、技能の維持・向上を継続的に実施するということがございます。

下には実際の訓練風景の写真があります。上段の左側は専門家によるレクチャー等を受けているところです。左側の下は、実際、要配慮者の方が椅子から立ち上がるあるいはベッドから立ち上がる時に、こういった介助をすればいいのかといったところを実際の図を交えて訓練をしている風景でございます。

上段の真ん中と右は、ストレッチャーですとかあるいは車椅子に乗っていただいたあとの福祉車両への乗降について訓練をしている風景でございます。

下の段の真ん中は、ご自宅や施設のベッドからストレッチャー等へ移動する際の移動の仕方ですとかを学んでいるところでございます。

右下は、車椅子の操作訓練ですが、車椅子もいろいろなカタチがございまして。背もたれが倒れないものとかあるいは少し斜めになるもの、あるいは完全にリクライニングするもの。要配慮者の方の容態や状況に応じてお使いになっている車の種類も異なります。いざ我々が対応する前にこういった車椅子を扱うか分かりませんので国内で販売されている一定程度の種類のリクライニングの付いた車椅子を準備して、ある程度さまざまな車椅子についても操作に慣れるように準備を対応しているところでございます。

だいぶめくっていただきまして6スライドをお願いいたします。

UPZの方が避難や一時移転する際の避難退域時検査支援の概要になります。チェックの1つ目と2つ目で検査の内容についてご説明しています。

チェックの 1 つ目になります。原子力発電所の事故の進展により発電所から放射性物質が放出された場合、UPZ 内の放射線量率ですとか測定結果が基準値を超えた場合には、一定程度地区の方に避難や一時移転をしていただくことになります。その際に、住民の方々が避難の際に使用しているお車ですとかご本人に対して、放射性物質の付着状況、付着の程度や除染の必要性の有無を確認する検査を実施いたします。

検査自体は避難先、実際のご自宅や屋内退避先から避難経由所をして避難先へ向かいますが、その途中で避難退域時検査をすることになります。必要に応じて簡易除染を行っていくことになります。

弊社で各役割に応じて分担をしてといったところですが絵的に表したものが下段の左側の資料になります。

緑の矢印がございますが、避難をされる方がお車あるいはバス等で避難をされた場合に、まずは車そのものが汚染されているかどうかを確認します。車そのものが汚染されていなければ、同乗者についても汚染される可能性が低いということでそのまま避難経由所へご移動いただく。検査が終わった旨の証明書とかそういうものをお渡しした上で避難経由所に移動していただくことになります。

たださりながら、赤い矢印になりますが、もし車両に汚染が見られた場合には代表の方 1 名について表面等の汚染を確認して、もし人の表面に汚染等があれば簡易除染を行い、我々の簡易除染とかで難しければ所定の医療機関にて除染を専門的にやっていただくという内容がございます。避難に際して、車の誘導、人の誘導、汚染検査あるいは記録の発行等、かなり役割が多い検査システムになりますので役割に応じて弊社も日々準備をしているところがございます。

めくっていただきまして 7 スライドをお願いいたします。

具体的に弊社がどのような準備をしておりますということをまとめてございます。上段の箱の中のチェックになりますが、当社の避難退域時の検査に係る支援要員に対しては、通常の机上講習や実働訓練を実施して、必要な知識、技能の維持・向上を継続的に実施しています。具体的にはポチの 1 つ目になりますが、避難退域時検査では全支援要員に対して机上講習、それからテキストのほか実際の動きが分かるような動画の視聴、こういった動画の準備をして講習をしてございます。

そのほか、チェックの 2 つ目になります。実際こういった検査の対応をする場合には、3~4 人がチームになって対応します。そのチームになる場合の班長、リーダーに対しては特に参集して実際の実働の訓練をするといったことをやってございます。放射線測定器、車の放射線を測定するゲートモニタですとかあるいは表面の汚染を計測する GM サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、各種の放射線の測定器の操作訓練。あるいは車両の誘導訓練ですとか検査結果の記録の仕方ですとかそういったものを訓練してございます。

裏については、弊社の柏崎刈羽原子力発電所の技能訓練センターで実際に出動、参集し

て訓練した時の風景の写真です。

左上がゲートモニタの操作訓練です。左側のワンボックスの白い車にとまってございますが、この車を対象に汚染検査をゲート式のモニタで確認をする際、機器の操作を学んでいる状況です。

上段の真ん中と右側は、GM サーベイメータの実際の設定の仕方とか使い方、実際に右においては、車を使って模擬して汚染の状況を確認する。特に地面を走るタイヤですとかそういったところが汚染しやすいというところで、まずはこういったところを検査する、そういったノウハウも含めて訓練をする風景でございます。

下段の左と真ん中は、車両の誘導になります。我々は通常、日常生活には車両を誘導されることは結構あるのですが、実際なかなか車両を誘導する経験はないので、そういったところをいざとなったら対応できるように、一旦誘導側に回って訓練をしています。

下段の右側については、実際の測定記録。これは実際住民の方々が避難する際にきちんと検査が終わったかどうかを証明するものになります。内容に誤りがないかどうか、検査内容に過不足がないかどうか、そういったところを記録についてきちんと管理をするところも訓練として実施してございます。

スライドの8をお願いいたします。放射線防護資機材等の支援になります。チェックの1つ目になります。

当社は、原子力災害発生後の避難や一時移転等に際して、放射線防護資機材が不足する場合に備え、国内原子力事業者12社と協力協定を締結して、実際に放射線防護資機材等を確保・提供を行う体制を整備しています。放射線防護資機材や要員については、国とか地方自治体でも一定程度準備はされておりますが、たださりながら、そこでも不足が生じるような場合に事業者としても貢献するため支援するために準備をしているものでございます。

また、全電力、国内事業者の協定とは別に、東京電力としても個別に地理的近接性、例えば、柏崎刈羽原子力発電所ですと北陸電力さんとか東北電力さんが近いとか、同じABWRを持っている中部電力さん、北陸電力さんといった事業者さんとも個別に協定を結んで、事故が起こった場合にはできるだけ近い事業者さんの方が即応できるといったメリットもございまして、個別に協力体制を結ぶための体制も構築してございます。

下段については、実際我々のこの協定に基づいて準備をしている資機材の一例として、GM サーベイメータや個人線量計、全面マスク、タイベックススーツを当社のみならず、国内の原子力災害時に備えて事業者としても連携して対応している状況がございまして。

スライドおめくりいただきまして9スライドをお願いいたします。緊急時のモニタリング支援になります。いわゆる原子力災害、放射性物質や放射線の放出に備えるため、放射線放出の前の段階から放射線の状況を確認する対応になります。

チェックの1個目になりますが、施設敷地緊急事態において、国が緊急時モニタリング

センターをオフサイトセンターに立ち上げまして、原子力災害による環境中の放射線量や放射性物質の濃度を測定するといった対応になります。そして、測定した結果をもって住民避難等の防護措置、そういった実施判断に必要な情報を収集する対応を事故の早い段階から対応する準備をされております。

チェックの2つ目になります。当社も同センターの指揮の下、測定の要因ですとか測定資機材といったものを提供し、国ですとか地方公共団体の皆さんと連携して緊急時モニタリングを円滑に実施するといった支援をしていく準備をしております。

下が具体的に人的支援、物的支援をまとめたものになります。人的支援については、具体的には、オフサイトセンターへ放射線を測定するための要員の派遣。実際、緊急時モニタリングセンターが立ち上がった場合には、直接的な放射線の測定ですとか、試料の分析等、弊社もこういった装置がございますので、それについて支援をする準備しております。

また、物的支援についても弊社で直接的に放射線量を測定するところについて、可搬型のモニタリングポストですとか放射線量の測定車。移動して測定できるモニタリングカーを準備しているところでございます。

スライドをおめくりいただきまして最後、スライド10番をお願いいたします。

これまでのご説明のサマリーになりますがチェックの1個目になります。

当社は、新潟県様と締結している原子力防災に関する協力協定ですとか国が策定、了承しました柏崎刈羽地域の緊急時対応に基づき、住民避難を支援する要員や福祉車両の確保等を協力体制構築しております。さらに新潟県の原子力防災訓練にきちんと参加等を通じ、協力体制の確認・改善に継続的に取り組んでいきますといったところでまとめさせていただきます。

弊社のご説明は以上になります。

◎品田善司 議長

大変ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入ります。質問のある方は、まず手を挙げていただいて、私が指名したあとに、お名前と質問か意見を明らかにしていただいて簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。いらっしゃいませんか。今までご発言の無い方、いかがでしょうか。飯田裕樹委員、お願いします。

◎飯田裕樹 委員

刈羽村商工会の飯田です。

2 ページ、2 スライド目の放射線防護対策施設、避難所という記載があるんですけど、実際、今周辺だとどこに何か所くらいあって、今後この施設というのはどの程度拡大していくのかなというところを、もし今計画があれば教えていただければと思います。

◎品田善司 議長

それでは東電さん、お願いいたします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

議長、すみません。新潟県でまずお答えいたします。

放射線防護対策施設につきましては、原子力災害時に、福島事故のときのように、避難することによって健康状態が悪化する方が、十分な避難体制が整う前に避難しなくてもよいように、施設の中で医療機関であるとか、あるいは社会福祉施設について、東京ドームのように気圧を上げたりフィルタを付けたりして、被ばくを通常以上にしないようにして留まれる施設のことを放射線防護対策施設といいます。それで、正確な数字は手元に無いのですが、現状ですと原発から半径 10 km 圏内でまずは国の補助による整備が済みまして 20 か所程度、柏崎刈羽地域ではございます。

新潟県については、昨年、県の要望を受けまして、10 km 圏内だった補助対象は 30 km 圏内まで拡大しまして、現在、県では、そちらに所在します医療機関であるとか社会福祉施設についても施設の所有者に、放射線防護対策事業の実施について実施しませんかということで、説明会とか相談に応じているところでございます。

避難所につきましては、UPZ 外、30km 圏外に避難する時に新潟県内の場合ですと、佐渡市と粟島浦村を除く市町村が、避難者の方への避難所を設けております。これについても、今、手元に正確な数字が無いのですが、数百カ所ございまして、状況に応じて避難所を開設というかたちになってございます。

以上でございます。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。それでは、東京電力さん、お願いします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

東京電力から、少し補足というか参考までにご説明させていただきます。

放射線防護対策施設については、新潟県原子力災害広域避難計画にきちんと取りまとめられておりまして、こちらの別紙にきちんと柏崎市、刈羽村、出雲崎町で施設が整備されてございます。全部で今現在 18 施設整備されておりまして、柏崎市様については 15 施設、刈羽村様については 1 施設。出雲崎町様については 2 施設となっております。以上になります。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃるいませんか。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。あんまり質問無いようですので細かいことですが、要配慮者の搬送について、UPZ は東電さんは考えていないということになるんでしょうかというのが 1 つ。それからもう一つ。要配慮者の搬送についてはトレーニングもやられているということですが、かなりそれぞれのところで専門性のある作業をしなければダメ、要配慮者だけではなくて測定とかも含めて。それで、2500 名の方が動くというようなことが最後

に書いてありますけれども、その細かな作業を誰がどこで何をやってくれとかいうのが、その場である程度決めるのかもしれないんですけど、それが所長の命令以下、ふだんの仕事と全く全然違ったかたちでバタバタしているところでそういう指揮命令系統というのは、つまり完全には無理でしょうけれどもあるのでしょうか。何よりも本当にこんな事態になったら大変だなと思いながら聞いていたんですけども。最後は感想です。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

東京電力、安達です。

まず、1つ目のご質問、UPZ での要配慮者の避難については、弊社としてもそういった段階になったら、国や地方自治体の要請とか支援に基づいて対応するといった認識でございます。

2つ目の指揮命令系統については、緊急対応の場合ですと、通常のいわゆる発電所とかそういった組織とはまた別に、緊急時対応の組織が構成されます。その中で地域の住民避難を対応するといった特別な班ができますので、そこにきちんと通常業務とは切り分けて緊急時の指揮組織が社内にもできます。そういった対応も定期的に訓練しながら確認するといった状況がございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますか。

飯田委員、どうぞ。

◎飯田耕平 委員

2点、お願いします。1つは、9 ページの緊急時モニタリングセンターとありますが、その内容、どういうことをやるのか。それで、モニタリングをするのが県や自治体あるいは国、いろいろなところでもあって、東電さんでも放射線のモニタリング測定をやるということですが、それを取りまとめる責任体制はどうなっているのかということが1つ。

それから、もう1つは、180 人の支援要員がおられるということですが、原発があるのは福島を含めて柏崎と福島になるんですが、具体的には柏崎に何人くらいこの方々がおられるのかお聞きしたいと思います。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いいたします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

東京電力、安達です。

緊急時モニタリング支援の具体的な内容ということであれば、もし間違っていたら規制庁さま補足いただきたいと思いますけども、基本的には OIL という運用上の介入レベルといったもので具体的な基準等が整理されてございます。大きく避難に関わるところにつ

いては OIL の 1 というところで $500 \mu \text{ Sv/h}$ を超えるかどうかひとつの判断基準になります。もう 1 つが OIL の 2 といわれるところで $20 \mu \text{ Sv/h}$ を超えるかどうかということになります。

OIL1 の 500 については、それを超えた場合には速やかに避難が必要になるといった基準になります。

OIL の 2 については、 20μ というところで 500 よりは少し小さいですけども、これが確認された場合には 1 週間程度の中に避難、一時退避をするといった整理になってございます。

そのほか飲食物を制限するための目安として $0.5 \mu \text{ Sv/h}$ といった線量が測定された場合には、その地域の口に入れるものと実質の放射線の汚染状況を確認する目安、基準がございまして、こういったところについて緊急時モニタリング、放射性物質の放出の前から測定するといったところがモニタリングの概要になってございます。2 つ目のお答えは以上になります。よろしいでしょうか。

◎飯田耕平 委員

数値の話ではなくて、オフサイトセンターの中に緊急時モニタリングセンターを立ち上げるというふうに書いてありますが。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

失礼いたしました。もう 1 つご質問ございました。

緊急時モニタリングセンターについては、実際の事前の計画に基づいた実際モニタリングの実際の対応について国が指揮するということになってございます。国の指示の下、地方自治体さんが日頃から設置されている放射線測定器ですとか東京電力で設置しておりますモニタリングといったもの、数値を包括して管理することになってございます。一義的には国が指揮をするとなつてございます。回答が不足しておりました。以上です。

◎品田善司 議長

伊藤所長、コメントございますか。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

今、東電さんがお話したもので大体いいのですけれども補足させていただきますと、まず、屋内退避とか避難とかは予防的措置なんです。まだ放射性物質が放出されていない状態。それで、放出された状態、好ましくない状態ですけども、もし放出されたら、今度はその実態を知るためにオフサイトセンターにエマージェンシーモニタリングセンター、EMC が立ち上がります。日本語ですと緊急時モニタリングセンターです。この指揮系統ですけども、規制庁にあります監視情報課にぶら下がっております。ここの室長クラスが本庁から来まして、この EMC のボスになっております。参集要員といたしまして自治体の方々とか、もちろん規制庁の我々、検査官の中にも放射線に長けている者がいまして参加いたします。

実際に行う活動というのは先ほども言いましたとおり、もう放射性物質が外に出ている状態ですので、どれだけの放射性物質がどの地域にどれだけあるかをモニタリングしています。ざっと申しますとモニタリングカーというのがありまして、車にモニタリング装置が付いているんですけれどもそれを走らせて、どの地域がどれだけ線量が高いとか、あとは仮設のモニタリングポストがありまして、それをあちこちに設置しまして、それを常時監視できる状態にする。または、航空機でのモニタリングもありますし最近ではドローンによるモニタリングもしております。そういったかたちで放射性物質が放出された地域をくまなく監視いたします。

先ほど OIL という言葉がありましたけれども、その OIL の基準に従いまして、例えば水の分析、土の分析なんかもしますので、この水はもう飲まないでくださいとか一時避難をしてくださいとか、そういったアクションにつなげていきます。

オフサイトセンターの中にありますけれども、先ほど言ったとおり本庁の監視情報課にぶら下がっていきまして、ただ EMC の緊急時モニタリングセンターの情報は、オフサイトセンターにあります住民安全班とか放射線班とか、そういったところとも情報的にリンクしております。いろいろな情報がオフサイトセンターを経由で本庁及び官邸に上がってまいります。そして官邸で、これは一例ですけれども、もし安定ヨウ素剤の服用を必要とするとか一時退避をするとか、そういった意思決定がなされ、その後オフサイトセンターにバックして自治体に周知されると、そういうかたちになります。

ですので、EMC は現状を把握するためにいろいろなモニタリングをし、その情報をオフサイトセンターの中で共有し、その情報を全体で整理していくための実行部隊というかたちですね。長くなりました。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。

東京電力さん、お願いします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

失礼しました、飯田委員の 2 つ目のご質問、180 名についてお答えいたします。180 名については、基本的に柏崎市、発電所の近辺、一部、弊社の新潟市にございます事務所にございますが、ほぼ発電所近辺に居るもので構成してございます。実際、事象が発生した場合にある程度即応性が必要な対応になりますので、そういった観点から発電所近辺に在住しているものの中から人選をしている体制でございます。以上です。

◎品田善司 議長

大変失礼しました。ありがとうございました。

では、品田剛委員、お願いします。

◎品田剛 委員

品田です。東京電力さんに質問です。新潟県さんと原子力防災に関する協力協定を締結しているということで、原子力防災というところになってくるかと思うんですけれども、

こういったことが実際問題起こらないというのが一番。支援等もないのが一番いいということで、今、東京電力さんでさまざまな安全対策をされているのかなと思っております。

それで、今一番大きなニュースにもなっているんですが水害というところです。千葉だったり石川県だったり福井県だったり、水害が大きくニュースで取り沙汰されているかと思います。例えば、柏崎とか刈羽で水害が今後出てきた時に、例えば東京電力さんの施設を開放とか生活物資等々、備蓄品とかあるかと思うんですが、今、建設中のレジリエンスセンターとか本社の建築も進んでいるかと思うんですが、そういったところの受け入れ、開放そういったことは考えておられるのか。地域住民としてはそういったところがあると非常に有難いのかなと思い、お聞きしました。お願いします。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所長、稲垣でございます。ご質問ありがとうございます。

まさに原子力災害にならない時に、災害いわゆる台風また地震で、原子力災害でないという時には、レジリエンスセンターもそうですし、発電所でサービスホールの関係も開放させていただきまして、一時的に避難と物資のご支援等もさせていただくというところで順次拡大をしているところでございます。

◎品田善司 議長

私から質問します。

開設する基準みたいなものはあるんですか。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。

柏崎市さんと協定というか、例えば市役所さんから要請があった場合には、サービスホールの駐車場を開放しますという約束事がありまして、基本的にはそういった市役所さんの依頼があった場合。また、自主的に、避難してくる方がいるだろうと感じた時にはサービスホールの門を開けて使っていただく。そういったことで弊社のサービスホールより先に、柏崎カントリーの駐車場ですとか新潟工科大さんの駐車場というところが先に、市役所さんとそういう締結をしているというのをお聞きしましたので、弊社のサービスホールも含めて、そういったところに加えていただいたところでございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。それでは、岡田副会長、お願いします。

◎岡田 委員

岡田です。資料４ページの件について、これはたぶん新潟県さん、または柏崎市さん、刈羽村さんに伺うことなんですけれど、上のチェックのところの２行目です。社会福祉施設の入所者及び在宅の避難行動要支援者という方が対象になるということなんですけれ

ど、社会福祉施設の入所者さんというのは見当がつくと思うんですけども、在宅の避難行動要支援者という方は、事前にふだんからの医療介護の利用、必要状況などから把握をされているものなのか。それともいろいろな災害のレベルがあるかと思うんですけども、その時になって初めて取り残されそうになっている方が、そういう方になってくるのかを伺いたいと思います。

もう1点、こちらは東京電力さんにです。先ほど、飯田耕平委員の質問にあったかと思うんですが、人員の180名というところで、今、一部新潟本部からというご回答でしたが、駅前の本社、原子力部門のビルです。それが出来て人員が増強された場合、まずそこらへんも地元で対応される方も増えてくるのかというのをお聞かせください。2点です。

◎品田善司 議長

東京電力さん、お願いします。

◎安達 新潟本部技術・防災部長（東京電力ホールディングス（株））

2つ目の今後の組織改変を踏まえて、柏崎駅前の本社ビルに移転した場合ですと、我々、まだ組織の具体的な人数はこれから詰めていくところではございます。さりながら、新潟本社については今、大部分が新潟市の県庁さんの近くにいるんですけども、一部、今、支援要員になっている者はどちらかという柏崎市側に近くに来るといった方向で調整が進んでおります。よりこういった即応性が高まる方向に見直しが進む方向で検討しているのが現状でございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございます。柏崎市さん、お願いします。

◎前川 係長（柏崎市 防災・原子力課）

柏崎市の前川です。

1点目のご質問で、在宅の避難行動要支援者の把握につきましては、毎年、私どもの福祉保健部が中心になりまして、町内会長さんであったり民生委員の方であったり、そういった方たちに少し情報をいただきながらというところもあります。地域の皆様に、実際にどういった方がいるかというのを把握してもらうようなかたちで、毎年説明会等を行っていざという時の備えとして地域の皆様と一緒に把握しているという状況でございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。刈羽村さん、お願いします。

◎高橋 課長補佐（刈羽村 総務課）

刈羽村の高橋です。

1問目の質問についてです。柏崎市さんと同じで、在宅の避難行動要支援者は、手上げといいますか集落からの申請、集落の区長さんとか民生委員さんを通じて手上げ。自主的にというところですけども、リストを出してもらって共有しているところです。

また、行政につきましても、そういった手上げで上がってこない方につきましても福祉

保健課で、部署で把握をしております。そういったのを含めて対象者として把握をしているところでございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。他においででしょうか。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。これは東電さんに質問というよりも県が答えるのかもしれないんですけど。といいますか、6ページの避難退域時検査の流れとさらっと書いてありますけれど漫画が描いてあります。この部分というのは避難計画の中でも非常に大きな問題の一つで、今ちょっとおっしゃいましたけれども原則、車だけの検査で、それで線量が低ければパスして、一定を超えれば人のチェックです。人も代表1名くらいをチェックして、丁寧にやるべきだと思うんですけど丁寧にやっていると今度は渋滞のネックになるんです。

それから、除染するにしても冬、冬季間なんかは水などの準備もどうするんだとか、いろいろ問題はあるんですけども、それについてここでまた議論すると時間もないので止めますがちょっと別問題。質問、これは県が答えてもらったほうがいいんですけども、その上の文字。6ページの上のずっと中の下から2行目に、自治体職員や診療放射線技師等と共に検査場所の開設を準備と書いてありますけれども、診療放射線技師の方に出動を依頼するとかそういう話というのはまとまっているのでしょうか。県の方に質問です。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の石川でございます。

避難退域時検査につきましては、規制庁のほうで県が行うこととして定めております。まず1つ、現場の責任者は県になりまして、県ですと私ども防災局と福祉保健部で所管しております。そして、福祉保健部で原子力災害時の医療協力機関というものを定めておりまして、避難計画にも一覧が載っておるんですが、その中で今ほど本間委員が指摘された、診療放射線技師の機関を福祉保健部で協力機関として定めていると思います。今念のため確認させていただきまして。確認次第、すぐにお答えでもよろしいでしょうか。

◎品田善司 議長

時間内にわかりますか。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

正確を期すために、次回お答えでもよろしいでしょうか。

◎本間 委員

診療放射線技師が具体的に話がまとまっているのであれば、誰が出るのかとかいうことまで決まっているのかどうかということ。出る人が心の準備ができているのかどうかということ。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県、石川です。では今ほど本間委員から質問をいただきました点につきまして、確認の上、次回お答えできるようにいたしたいと思います。

◎品田善司 議長

文書でいただけるのでしょうか。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

文書で回答させていただきたいと思います。

◎品田善司 議長

それでは、竹内副会長、お願いします。

◎竹内 委員

新潟県になんですけども、次回までにということだったんで、ついでにといたらなんですが、放射線防護対策施設の最新の一覧があれば次回資料としていただきたいと思います。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎石川 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県、石川です。次回、文書で一覧をお配りしたいと思います。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。もう 2 分ほど時間がございますが、他にいらっしゃいますか。今日ご発言のない方、いかがでしょう、ございませんか。

ないようですので後半の議題はここで終了とさせていただきますが、私からひと言。東京電力さんに申し上げたいと思います。

荒浜 21 フォーラムの品田ですが、ご発言をお許しいただきたいと思います。

1 部のところでございまして、運転員の ID カードの問題ですけども、発電所にとって運転員というのは非常に重要な部署だと思いますし、会社の信用に直接関わる部署であると私は認識しております。非常に重要なところだろうと。そういう意味で、今まであったことはあったこととして、今後はやはり会社としてのリスクマネジメント、これをしてしっかりやっていただいて、今後気を付けていただきたいとか直してほしいと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所長、稲垣でございます。議長のコメント、非常に重く受け止めております。当然、ID カードを運転員が、性質は違うにしても適切に扱わなかったということは、やはり地元の皆様に大変な不安を与えてしまうというのは、我々も肝に銘じなければいけないと思っております。こういうものをリスクを含めて教育、そして仕組み、さまざまな形で指摘のように最大限努めてまいりたいと思ひますし、私自身が先頭に立たなければいけ

ないと思っています。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。というところで、本日の地域の会、第 279 回定例会を終了させていただきます。

事務局、お願いいたします。

◎事務局

事務局から次回定例会についてご案内をいたします。

第 280 回定例会は、令和 8（2026）年 10 月 7 日水曜、午後 6 時 30 分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催をいたします。

このあとの取材は、1 階エントランスホールで午後 8 時 50 分までといたします。報道各社の皆様は、機材を 1 階へ降ろしてから取材を開始してください。

以上を持ちまして、地域の会第 279 回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

— 終了 —